

令和 5 年度第 2 回小田原市環境審議会議事概要

1 日時 令和 6 年 1 月 29 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00

2 場所 小田原市役所 3 階全員協議会室 (オンライン併用)

3 出席委員 (11 名)

田中委員(会長)、湯川委員(副会長)、奥委員、増原委員、杉山委員、深野委員、
宝子山委員、鈴木委員、中島委員、増田委員、坂本委員

4 欠席委員 中川委員

5 出席職員 (13 名)

理事・環境部長、環境副部長、環境副部長(循環社会推進担当)、環境部管理監、
環境政策係長、資源循環係長、環境政策課係員、ゼロカーボン推進課長、ゼロカー
ボン推進課副課長、環境保護課長、環境保護課副課長(環境保護係長事務取扱)、
環境保護課副課長(衛生・美化係長事務取扱)、衛生・美化係長

6 傍聴者 1 名

7 協議事項

(1) 地域脱炭素化促進事業の取り扱いについて(資料 1 ~ 3)

事務局から資料 1 ~ 3 に基づき報告を行った。

概要は次のとおり。

会長	審議会が直接関係する点をご説明いただいたが、資料 2 ガイドラインなどの全体的な構成についてご説明いただきたい。
事務局	資料 2、目次を開いていただきたい。本編と参考資料となっており、本編には目的、小田原市における地域脱炭素化促進事業について、地域脱炭素化促進事業の認定について記載されている。 まず、目的について、再生可能エネルギーが地域に普及する過程の中で、無計画に設置されることによって、様々な地域課題が生じている。これを受け、再生可能エネルギーを設置するエリアを市で定め、そのエリアに優先的に設置する仕組みを作るため、制度を確立したもの。各自治体でエリアや施設を指定し、促進区域を定めるものであり、本市においては昨年 10 月に策定した気候変動対策推進計画の中で、市街化区域をエリアとして定めた。資料 2 の 6、7 ページに図を記載しており、グレーの部分がこのエリアに該当する。凡例にある、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域等のエリアは除外されている。 次に、4 ページをご覧ください。本市の再生可能エネルギー

	一導入量の目標として、2030 年に 150 千kWと定めている。建物の屋根の 1/3 程度に設置することが目標の目安となっている。屋根を中心に設置するため、市街化区域を促進区域として指定した。 次に、8 ページをご覧ください。具体的な種類や規模について記載しているが、様々な再生可能エネルギーの中で、本市のポテンシャルとして一番大きな太陽光発電を種類として定めている。また、規模については、「神奈川県環境影響評価条例」の対象規模未満となる、個別事業ごと 8000 kW未満と定めている。要件として、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を必要としており、それを①②として定めている。①市が主導するエネルギーマネジメントの取組に協力すること、②①を通じ再生可能エネルギー施設から得られた電気を市内の住民・事業者を提供すること。また、9 ページ⑤地域の環境の保全のための取組として、屋根設置の場合、地上設置の場合について、注意事項や対策、講じる措置を定めている。本日は、この部分の具体的な対策等について、環境審議会でのどのような協議をしていただくか説明を行った。 13 ページ全体のフローをご覧ください。まず、事業者が促進事業の認定を受けるための計画を作成し、それをもって事前に市に相談をしていただく。この際、資料3様式集をもとに事前相談を受け付け、関係各課等の審査を行いながら相談に応じていく。その後、協議段階に入り、環境審議会において説明・協議を実施し、正式な申請段階、認定、事業実施段階と進む。この協議段階の環境審議会における協議について詳細の説明を行った。
会長	資料2の主だった点を説明していただいた。事務局には、制度の必要な手続きや作成すべき資料等、細かな作業を進めていただいた。一括して、ご質問、確認したい点、ご意見等があれば伺いたい。
委員	4 ページ、地域脱炭素化促進事業の目標として、市内の再生可能エネルギー導入量を5倍、建物の屋根 1/3 に設置をすると説明があったが、建物とは事業者・住宅を含めたものか。
事務局	市内建物の設置可能な屋根であり、住宅・事業所問わない考えである。
委員	資料1について伺う。1点目、1 ページ、A についても事業所が事業計画を策定する過程をいれるべきではないか。

	2 点目、C と D の区分けについて、周辺影響の大小の判断を審議会で行うが、どのような観点で判断するか、現時点で想定はあるか伺う。 3 点目、2 ページの環境審議会での協議の流れについて、環境審議会の中に事業計画の関係者がいる可能性がある。この場合、外部から疑念を持たれないよう、その案件からは外れるべきかと考える。このようなルールを設定する必要があるのではないか。 4 点目、協議の流れが、全て認定される前提となっているが、見直しの指示に従わない等、事業計画が認定されないケースがでてくるのではないかと。このようなケースをフローの中に示しておく必要があるのではないかと。
事務局	1 点目、ご指摘のとおり事業者が事業計画を策定するものである。3 点目、審議会の中に事業関係者がいる場合について、案件ごとに判断が必要だが、公平な判断のため、何らかの形でルール化していく。2 点目、周辺環境への影響の大小の判断については、現状明確な基準はない。今後、パターン化や例示を作る必要がでてくると考えられるので、検討していきたい。4 点目、認定の見直し、認定を行わない等の場合についても、ガイドラインの中でフローに記載できるように調整していきたい。
委員	周辺影響の大小についての協議は、審議会の中で行うにあたりイメージが付きづらい。審議会の中で多数決という方法なのか等、運用開始に向けて固めていく必要がある。
会長	委員から発言があった 4 点目、指示をした際に従わなかった場合について、検討を行う必要がある。指示や協議の内容について、一定程度の拘束力を持たせるために、どのようなことができるか検討していただきたい。
委員	資料 2 の 12 ページ⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の中で、①～④の要件があり、①～③についてはページ下部の○において、取組内容の記載があるが、④については触れていない。事業が継続するためには、エネルギーコストについて重要な要素になる。認定を行う中で、継続性の評価があるとすれば、どのように判断を行っていくのか伺う。2 点目、13 ページフローの中で、審議会にて意見書を作成し、それを市から事業者へ提示、指示を行うと思うが、指示された内容のフィードバックについて審議会が受けるか伺いたい。

事務局	1 点目、継続性の評価についてだが、明記はしていないが、太陽光発電設備を設置する事業のため、事業者も事業採算性を考慮した上で申請を行うと考えられる。太陽光発電設備を設置する場合は、耐用年数が 17 年程あるので、通常 20 年以上は事業を継続していく判断のうえ申請される認識である。実際に事業を実施していく中で断念することはあるかもしれないが、そこに至らないものは計画段階ではないと認識している。2 点目について、指示をして事業者がどのような対応を行ったかフィードバックをする必要がある。フローへの記載方法等は検討したい。
委員	リスクマネジメントを考えた際に、エネルギーはとてもリスクがある。20 年継続することが前提とのことだが、前提が崩れてしまうこともあると考えられ、何らかの方法で評価していくべき。条件の中に、住民に供給するとあり、事業をやめた際に、電気が止まる事態が発生し、日常生活に影響がでる。このようなリスクに対して、対応を考えておく必要がある。前提を厳しく考えすぎてもコストがかかるとは思うが、どのような対策が可能なのかしっかりと考える必要があるのではないかと。例えば事業者に問いかけていくような取組が必要ではないかと。
会長	ご意見として事務局には受け止めていただきたい。
委員	太陽光発電設備には耐用年数があり、施設が老朽化して処分する際に費用が掛かると考えられる。その際の、フォローがないと促進が図られないのではないかと。
事務局	資料 3 の 2 ページ以降、事業者が提出する様式をご覧いただきたい。5 ページ 5、実施する際の資金についての項目があり運用等について確認を行う。6 ページ 7 施設等の撤去及び現状回復に関する事項があり、撤去の処分費用やその算定方法等を市で確認していく。
委員	本日の日経新聞に、『違法太陽光 2 割是正せず』という記事が掲載されている。無許可開発等 46 か所、許可条件違反が 86 か所、そのうち 20 か所が稼働しているが、行政がなかなか対応できないと記載がある。優良な事業者が行うことを前提としたフローだと思うが、太陽光発電設備が環境破壊や災害の起因となるリスクはある。小田原市にも、ゼロカーボン・環境共生推進本部会議という全庁横断的組織があるので、こうした違法太陽光発電設備がないか等情報共有を行ってほしい。太陽光発電設備の破棄や違法

	の際についての取組も検討していただきたい。
会長	撤去費をどのようにするか検討いただきたい。お二人の委員の意見は、申請時に撤去の考え方は記載されているが、実際に事業が成り立たなくなった際等、そのまま設備を放置する、そうしたリスクへの対応を考えるべき、という側面がある。 記事については、違法であるが是正が行われないという趣旨のものである。違法な状態、指示に従わない場合、どのような是正が可能か、本市における取組を検討すべきという意見なので、ぜひ検討いただきたい。 次に、オンラインの委員から意見を伺う。
委員	資料2、21ページに認定取消しの要件があるが、取消し後、どう対応するか。取消し後、例えば事業を継続できなくなった際に、現状回復まで事業者を求めるのか等、認定取消しの対応について検討を行っていただきたい。 2点目、資料1・2にて環境審議会の開催に合わせ、事業計画書が提出されていた場合、協議を行うとなっているが、『協議』の意味について確認したい。環境審議会は、市長からの諮問を受け、答申をだす役割、附属機関としての位置づけになる。この件については、諮問を受け答申するのではなく、案件について、環境面からガイドラインに基づきチェックを行い、意見を市に提出するという流れであり、『協議』という言葉が適切か。審議会の位置づけ、役割をはっきりさせた方が良い。 3点目、資料1、2ページ、周辺への影響が大きいと判断された際に、事業者へ地元説明会の開催か自治会長の同意取得を指示するとなっている。地元説明会は良いが、自治会長の同意取得については、自治会長に地域住民が意思決定権限を委譲しておらず、自治会長に意思決定の法的権限はないため、自治会長の同意をもって、良いとはいけないのではないかと。地域住民の同意取得を得ることはハードルが高く、市で認定権限を持つ意味がなくなるため、同意取得はなくした方がよい。ただし、地元説明会はしっかり行っていていただき、説明会で出た意見に対し、事業者がどのような対応を行うか、まとめたものを提出させ、これを市が確認し、必要に応じて市が適切な指示を出し、その指示に事業者が従っている、対応が十分であると、市が判断した上で、認定を行えばよい。

	4 点目、資料 3、12 ページ、地上設置の場合の 3「宅地造成工事規制区域において切土・盛土を行う。」とあるが、宅地造成規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法に変わり、現在県が基礎調整を行っている。基礎調査を踏まえ、宅地造成規制区域と盛土規制区域を定める作業を行っているため、盛土規制区域も追記いただきたい。
事務局	まず、4 点目、盛土規制区域については追記を行う。次に、3 点目、自治会長の合意取得については、前回審議会において地元説明について、地元との合意に近い説明が必要ではないかのご指摘いただいた。これを受け内部で検討したものであったが、法的に問題がある点や、自治会長に全責任を負わせかねない点もあるため、今回のご意見をもとに、自治会に対しどのような説明ややり取りがされたかを市が確認し、その上で判断・認定できるよう調整する。1 点目について、認定取消し後、現状回復まで求めたいところではあるが、実効性があるか、検討していく必要がある。2 点目、「協議」という表現については、諮問・答申という形ではなく、しかし意思決定となるのであれば「協議」でよいのかというご質問かと思う。意思決定までは至らないが、環境審議会において意見をいただき、事務局で「意見書」としてまとめさせていただく流れを想定している。ご意見をいただく場と捉えていただきたい。
委員	意見聴取という位置づけであれば、その事がわかる表現にすることも検討していただきたい。地元説明については、自治会だけでなく、自治会を含めた地元説明をしっかりといただき、そこから出た意見に対して事業者の対応や考えを示してもらい、それを市が確認する手続きが必要だと考える。これを表現していただきたい。
会長	「協議」という表現については、審議会が答申という形で判断をする、審査機関のような役割ではないと考えている。市全体の環境を政策的な側面から、専門性をもって見ていく中で、個別の事業の内容が市にとって適切かどうか審議会として意見を出し、それを市がまとめる。諮問を受け、答申として意見をまとめるよりも、多様な意見がでる可能性があるため、「協議」とされている。実質的には、委員が仰るとおり、意見聴取になるかと思う。 自治会長の同意取得について、委員の仰るとおりである。事業

	者に課す条件は、説明会等の実施報告書をまとめて、どのような意見がでたか、それに対しどのような対応を行うか、事業者の見解を出させる。その内容を市が確認し、必要であれば更に追加で指示を出すという流れになる。地元説明会の手続きを踏まえて、より事業内容を精査する機会として受け止めたらどうか。
委員	促進区域の設定について、小田原市は全国の中でも率先して事業を行っており、ガイドラインを作成していることも先進的であり、改めてお礼を申し上げる。資料1、2ページ目、環境審議会での協議を行い、協議結果をもとに、周辺での影響が大きいと判断された場合に地元説明会開催の指示を行う流れになっているが、事業によっては、市に事前相談する段階などで、合意形成プロセスを進めておくべきケースもある。規模や場所等にもよるが、自治会含めた地元説明等、合意形成のプロセス自体は事前に進めてよい旨を記載しておくべきではないか。関東事務所でも、様々な再エネ事業の案件を見ているが、上手くいく事例は、事前に事業者が地元に対し丁寧に説明を行っているケースが多い。合意形成プロセスについて、記載した方が事業者には誤解を与えずに済むかと考える。 2点目として、市が事業計画を認定した後のプロセスに、補助金交付とあるが、どの補助金を想定しているか伺いたい。促進区域の設定や認定の手続きと、補助金は別の話だと考えられる。資料1のタイトルとして「区域設定・認定手続きの概要（案）」とあるため、補助金について資料を分ける必要があるのではないか。
事務局	1点目、地元説明について事前段階で実施できるものは行った方が良いという、ご指摘についてガイドラインを修正して記載したい。 2点目、資料1の補助金について、促進区域と補助金は別の話であり、本来併記すべきものではないかもしれないが、促進区域を設定するインセンティブが見出しづらい制度になっており、何らかのインセンティブを検討すべきと庁内組織でも意見として出された。これを受け、インセンティブとして補助金を組み合わせることとなり、フローの中に明記させていただいた。補助金は、環境省からいただいている重点対策加速化事業交付金の地域裨益型メニューを活用する考えであり、交付率1/2で運用していく予定である。

委員	1 点目、事前の合意形成プロセスがあり得る点については示していただきたい。2 点目、インセンティブ効果はあるが、促進区域の後の可能性として補助金がでてくるものなので、括弧書きとするなど、どこまでが促進区域の手続きかわかるように記載するとよい。
会長	1 点目について、地域とのコミュニケーションを妨げないことを心得ていただきたい。ガイドラインへの明記の必要性の有無は別だが、申請段階から地域との合意形成に入らなければならないと受け取られないようにしなければならない。事業計画を立案した段階で、可能であれば合意形成プロセスを進めてよい、としておきたい。
委員	意見書とは、事業者ではなく、市へ提出するものか。
事務局	その通り。
委員	1 点目、カーポートに設置する場合は屋根設置と同等という考えでよろしいか。2 点目、資料 2、13 ページ、事業実施段階の実施モニタリングとは、工事中を指しているものか。それとも工事後稼働している事業の適正性をモニタリングすることを指すものか伺いたい。
事務局	1 点目、カーポート型については屋根設置と同様に考えている。2 点目、事業モニタリングについては、補助金を交付する経緯から、補助金交付後の事業実施を確認するものである。
会長	委員の指摘は、工事を指すか、太陽光発電事業の実施を指すのかという意図だと思うが、いかがか。
事務局	工事のモニタリングも行い、その後、地域貢献、供給を地域に行っているか等、運用についてもモニタリングを行っていく。
委員	太陽光発電設備については、耐用年数があるので、20 年程度モニタリングを実施していくという認識でよいか。
事務局	毎年ではない可能性はあるが、一定期間のモニタリングを実施する。
委員	毎年の必要はなくとも、定期的に確認を行う体制は必要と考えるので、実施をお願いしたい。
会長	工事中の段階のモニタリングも必要だが、工事完了後運用中のモニタリングについても、事業の継続性として、どのように事業が実施されているか確認のため必要だろう。図にある、事業実施段階というものが、工事段階と事業実施段階に分かれると考えら

	れる。事業実施段階についても、定期的にモニタリングを実施するのであれば、およその頻度等目安を検討する必要があるので、ご検討いただきたい。
委員	資料 2、13 ページ、申請段階について、ワンストップ化特例とは、申請段階で得られるメリットでよろしいか。
事務局	申請段階で得られるものとなる。
委員	認定が取り消された場合、そこで得られた許可や認可はどうなるのか。
事務局	資料 2、3 ページにワンストップ化特例が適用される許認可が記載されているが、手続きがワンストップになるものであり、最終的な許認可は各所管団体・課室が出す。現時点では、地域脱炭素化促進事業の認定が取り消しとなった場合、その取り消し事由に該当しなければ、各許認可自体まで取り消されることは想定していない。
委員	ワンストップ化特例は、事業者にとっては大きなメリットである。ワンストップ化特例が悪用されない仕組みになるよう、許認可の扱いについて留意していただきたい。
委員	太陽光発電設備を早急に増やしていかなければならない一方で、手続きを厳格化することで、認定までの時間が掛かることが想定されるが、相談から認定までの期間は年単位を想定しているか。
事務局	事案の規模にもよるが、短期間では済まないと想定している。太陽光の設置は、場所の選定や規模の検討など、様々な調整が必要になる。少なくとも、半年から 1 年程度はかかる想定である。
委員	過去に太陽光発電設備の設置工事によって、土砂が流出した案件があった。土地の条件など、案件ごとに異なることを留意していただきたい。
委員	先ほどの委員の質問への回答の確認だが、屋根設置にはカーポート型が含まれる認識でよろしいか。
事務局	仰る通り。
委員	今回は、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定を行っているが、建築物省エネ法に基づく促進区域もある。建築物省エネ法に基づく促進区域の指定を行うと、建築基準法の高さ制限の規制によって太陽光発電設備をカーポートの上や屋上に設置できなかったものも、規制が緩和され設置可能となる。この法律との

	兼ね合いの整理も必要である。温対法の促進区域について、市街化区域であれば、建築物省エネ法の促進区域も兼ねるとする整理もあるが、市として現状の認識を伺いたい。
事務局	建築物省エネ法については、都市部で所管しており、今後区域設定が必要か議論を進めていく。環境部としては、温対法と建築物省エネ法で同様に進めていきたいが、今後庁内検討を行い調整していきたい。
委員	所管が異なるため、調整が難しい部分があると思うが、建築物省エネ法の促進区域の設定も併せて行くと、市街化区域の屋根設置については、より設置事業数の拡大に繋がる。是非、歩調を合わせて庁内調整を行っていただきたい。
会長	温対法の促進区域にとっても非常にメリットがあるため、建築物省エネ法の促進区域についても調整していただきたい。
委員	資料 2、4 ページについて、『2030 年度に区域の二酸化炭素排出量を 50%削減』としているが、地域脱炭素化促進事業で具体的には何 t の二酸化炭素が削減できるのか、目標としている 50% に対しどれほどになるか伺いたい。
事務局	制度として始めるもので、民間業者側の意向が必要であり、市として促進事業で削減する数値は設定していない。
委員	50%削減を実現するためには、各事業の削減率を想定し積み重ねなければならない。その上で、促進事業への参加者が少なければ、更なる応募事業者を募る等の対応が必要である。これに関連して、新築戸建て住宅に対する太陽光パネルの義務化は市として検討しているか伺いたい。設置可能な屋根 1/3 に対する設置を目指していくならば、事業者だけではなく戸建て住宅に対する制度が必要である。気候変動対策推進計画において、住宅への取組が記載されているが、資料提供や太陽光発電設備の設置技術や知識の習得を促す等となっており、具体的な新規住宅への対策が書かれていない。戸建て住宅に対する太陽光パネルの設置義務化や補助金事業等重要だと考えているが、市の補助金導入に対する意向を伺いたい。
事務局	家庭用太陽光パネル設置に対する補助事業は既に実施しており、今後も継続予定である。義務化については、東京都、川崎市、京都市等実施している自治体への情報収集は行っているが、本市として義務化に向けた具体的動きはしていない。義務化について

	検討していくか否かについては、現状俎上に上がっていない。
会長	議題の1については、新しく、また全国の自治体に先駆けて、地域脱炭素化促進事業を進める制度をどのように作るか、ガイドラインについてご説明いただいた。本日のご意見を参考に、事務局は年度末に向けて、内容を精査していただき、円滑な施行に向け注力していただきたい。

8 報告事項

(1) 直近の取組について（資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6）

事務局から、資料4-1～6に基づき説明を行った。

概要は次のとおり。

会長	資料4-1～6まで、まとめてご説明いただいた。これについて、ご質問、ご意見あればお伺いしたい。
委員	資料4-2について、モニター調査について、パナソニックが行うとなっている。私自身もこの事業に協力し、アンケートを提出したが、アンケートを市でも分析し、今後に活かしていただきたい。 2点目、資料4-3について、「水平リサイクルは、何度でも同じ製品に作り直せることで、資源を長い間循環させることができ」という文言、写真の「消費者の利便性に貢献する」という記載について意見したい。ペットボトルは、プラスチックの性質的に必ず劣化する。専門家に伺ったが、3回ほど作り直すと透明度が落ちるとのことである。一般的に2030年ボトルt oボトルの目標率が50%と言われているが、すると残り50%はバージンオイルを使用して作ることになる。これらから「水平リサイクルは、何度でも同じ製品に作り直せることで、資源を長い間循環させることができ」という文面は誤っている。また、「消費者の利便性に貢献する」という表現は、利便性優先でワンウェイプラスチックを許容するという表現に受け取ることができる。県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言において、ワンウェイプラの削減という記載、また市で実施するウォーターサーバーの設置事業やマイボトルの推奨に反する記載である。また、写真について、お茶を1本

	買うと1本のお茶に再生できるとなっているが、1本のペットボトルから1本のペットボトルができるわけではない。100本のペットボトルを回収し、そのうち50本はペットボトルとして再生され、元の100本にするには、50本分のバージンオイルが必要になるので、不適切な写真である。資料下部に、環境学習と記載があるが、この資料を環境学習に使用すると誤っているものを使用することになるため、表現の修正をしていただきたい。
事務局	生ごみ処理機のデータ分析について、パナソニックだけではなく、市も協力しお互いに行う。ただ、パナソニックは他事案でのとりまとめ経験もあるため、協定の中ではパナソニックが主導となり分析を行い、市と共有し、今後の施策に活かしていく趣旨である。 ペットボトル水平リサイクルについて、環境学習等で説明する際は、全てのペットボトルが再生利用されず、割合や繰り返せる回数等について丁寧に伝えていきたい。また、市としてもペットボトルを全く使用しない考えも検討したが、飲料メーカーのボトルとペットボトルの削減目標や、現在利便性をもって使用する市民の存在を鑑み、ペットボトルの使用を全て禁止するのではなく、量を減らしていく、また使用したものは資源化をきちんと行うことを推奨している。
会長	委員のご指摘は、市が作成する資料として、適切になるように資料の訂正を求めるものである。資料4-3の写真について、誤解を招く可能性があるので、正確に伝わる図柄を選択すべきという指摘であるので、ご検討いただきたい。
委員	資料4-3について、プラスチックリサイクルとは事業として採算が採れないと考える。コストはどこが負担しているのか。飲料事業含めて負担を行えば、成立する可能性がある。プラスチックリサイクルや、ペットボトルリサイクル事業は独立していると成り立たない。他のものと組み合わせられてリサイクルされることで、採算が採れる。運搬費等のコストを考えたうえで事業を検討する必要があるのではないか。
会長	ご意見だと思うが、有識者の意見も伺いたい。

委員	先ほどの委員の意見には同感である。水平リサイクル事業自体に反対するものではないが、現在こうした取組は、「水平リサイクル」もできるという PR の側面があり、この取組を積極的に広げていくよりも、発生抑制が必要である。こうした取組は重要であるが、これにのみ頼ることは見誤る可能性がある。 資料 4-2 について、20 年程前に生ごみ処理機が流行り、その後廃れた経緯があったが、今回の生ごみ処理機は、その当時のものと比較して使いやすい、価格が安い等変化があるのか。同様のモニター調査が過去にも実施され、知見もあると考えられるが、今この調査を行う意義について伺いたい。
事務局	生ごみ処理機について、基本的には 20 年前と変化はないと聞いている。本市では、誰でも簡単に実施できる段ボールコンポストの普及を継続して実施してきた。ライフスタイルの多様化に伴って、電気式生ごみ処理機のニーズがどの程度あるかモニタリングするとともに、生ごみ処理の選択肢を増やしていきたい意図がある。画期的な機能の変化や、価格の低下等はなく、逆に物価の上昇の影響を受ける部分もある。
委員	先ほどの生ごみ処理機のモニター調査の分析についての質問に対する回答として、業者が分析したものを市が共有し、活かしていくということであったが、企業が調査分析を行うと、企業にとって利益のある結果を出すことができる。こうした事業を行うからには、市でも分析を行い、企業の結果と比較する必要があるのではないか。是非、市でも分析を行っていただきたい。
委員	資料 4-4 資源ごみの収集の向上について、資源ごみを常時排出できるが、布類は雨天時は排出不可となっている。布類が濡れてしまうことを避けるためだと考えられるが、急な雨等の際に回収までに濡れてしまう可能性はないか。
事務局	布類の回収拠点は環境事業センターのみになっており、開設時間中は職員が常駐しているため、雨天時等にはすぐに回収を行うことができる。
会長	直近の市の取組について、ご意見をいただいたので、参考にしてより良くする、また取組をより強めるなど対応していただきたい。 議題 1 についてだが、手順が多段階に渡り、今回は手続きにつ

	いても詳細まで示していただいた。お気づきの点があれば、翌年度からの運用に向け、間に合うよう事務局に連絡していただきたい。
--	---

10 その他

事務局	この２年間、第 14 期環境審議会として重要なご意見、計画の策定にご協力いただき、改めてお礼申し上げます。今後も引き続き、本市の環境行政にご協力、ご指摘いただきたい。
会長	今期の審議会は本日で終了となる。毎回、活発かつ多面的で、市にとっても実りのある発言をいただき感謝申し上げます。市の取組は、全国においてもかなり先進的であり、それであるが故に、準備等行き届かない部分もある。そうした点について、本審議会でもご意見をいただきながら、より良いものにしていく姿勢で取り組んでいただいた。委員の皆様には、ご尽力いただき、改めてお礼を申し上げます。事務局にも真摯に対応していただき、委員の意見を受け止めていただいております、こうした取組姿勢を今後も継続していただきたい。今後も、審議会と事務局との間でキャッチボールをしながら、より良い制度作りを行っていただきたい。